

過疎地域等における旅客運送と貨物運送の事業の「かけもち」を可能とする措置等に関する意見
提出

No	該当箇所	内容
1	別紙1 2 (1) I (II) ② II (II) ② III (II) ②	<ul style="list-style-type: none"> 乗合事業者等による一般貨物自動車運送事業の認可のための損害賠償能力の基準は、「100両以下の事業者」のみであるが、台数に関わらず基準は必要ではないか。
2	別紙1 2 (1) I (II) ② II (II) ② III (II) ②	<ul style="list-style-type: none"> 「被害者1名に対して」とは対人賠償保険のみを指しており、対物賠償保険は含まれていないとの理解で良いか（対物賠償保険については、旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める「200万円以上」に加入していればよいか。「危険物積載限度額特約」がセットされ、対物賠償保険が「無制限」とならないケースがある）。
3	別紙1 2 (1) V (III) ② VI (III)	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物自動車運送事業者等による乗合事業の認可のための任意保険は、貸切による旅客輸送でなければ対人8,000万円以上となっている。乗合事業者等による一般貨物自動車運送事業の認可のための任意保険が対人無制限であることと合わせる必要はないか。
4	全般	<ul style="list-style-type: none"> 乗合事業者等が、バスやタクシーを用いて、一般貨物運送事業を行う場合や、一般貨物運送事業者等がトラックを用いて、乗合事業を行う場合においても、車検証上の用途・車種は変更されないと考えてよいか。

以上